

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡長瀨町大字野上下郷字峠外一七二五の一・字一ノ沢二四九六の一
（以上二筆について次の図の示す部分に限る。）、字大崩一七四九の二、字貉京
二四八四、二四八五、字不動二四九一、字一ノ沢二四九六の二、字糠掃二六三五
の 一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。）